

この同意書は必ず2部作成し、2部ともBRCに送付して下さい。
センター長印押印後、1部お返しいたします。

提供・非営利
書式 C-0014
2014.04.22

RIKEN BRC

日本人由来不死化細胞株
(第一種:非営利機関による非営利学

機関と研究責任者をご記入ください。

提供を受ける HEV No. をご記入下さい。
書ききれない場合は、
「別紙〇〇株」と記載し、HEV No. を
記載した別紙を添付してください。
例：別紙 7 株

(以下「利用者」という。)は、理研BRCが利用者に「日本
報を含むヒト由来試料(理研BRC細胞材料開発室

随情

として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。)を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、ライフサイエンス分野のバイオリソースの提供
2. ①利用者は、本件リ

め、生物遺伝資源(バ

このリソースを用いる研究課題名をご記入下さい。
課題名は、ある程度の内容がわかるもの(論文、学会発表等のタイトル程度)として下さい。
出身地情報を必要とする場合は、
課題名は、倫理委員会で承認を受けた研究課題名に準じた課題名をご記入ください。

課題名: _____

利用目的・概要 (出身地情報を必要とする場合のみご記入ください):

出身地情報を必要とする場合のみ
研究課題名に沿った使用目的を具体的に
ご記入下さい。

②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に理研BRCに連絡する。

3. 利用者は、本件リソースを、ヒト(治療、診断、飲食物、その他)に直接使用してはならない。
4. 利用者は、本件リソースの利用にあたって理研BRCカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。

使用機関は、研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献 (Mutat Res 2005;588:1-6)を引用すること。

5. 本件リソースに含まれない付随情報のうち、試料提供者の出生地(都道府県名のみ)・病歴(既往歴及び現病歴)・家族の病歴のいずれかもしくはその組合せの情報を必要とする場合には、利用者は、本件リソースを用いた2項①記載の課題について、予め利用者機関内の倫理審査委員会における承認を得た後、その承認書の写しを理研BRCに提出する。
6. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は Materials and Methods 等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、理研BRCから提供されたことを明示する。[英文化例:〇〇〇〇(リソース名) was provided by the RIKEN BRC through the National Bio-Resource Project of the MEXT, Japan.] また、利用者はその発表の情報を理研BRCへ送付する。また、理研BRCは、利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に理研BRCの求めに対して回答す

- ることとする。
7. 利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担する。
 8. 本件リソースは、利用者と2項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。
 9. 理研BRCは、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。
 10. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって処理する。ただし、理研BRCの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
 11. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
 12. 利用者は、本件リソースの利用にあたって、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件等で取り扱わなければならない。理研BRCは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
 13. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
 14. 利用者が本同意書に違反したとき、理研BRCは、以後、利用者による本件リソース及び理研BRCの他のリソース利用を停止することができる。
 15. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書2通を作成し、理研BRC、利用者それぞれ1通を所持する。

| | | | |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 理 機 | 西暦 年 月 日 | 利用者 機 関 名: | 「機関長」と「研究責任者」の所在地が異なる場合は両方の所在地をご記載下さい。 |
| 機 | 締結日はこちらで記入いたします。 | 所 在 地: 〒 | |
| 所 機 | 出身地情報を必要とする場合は、倫理委員会で承認を受けた研究課題名に準じた課題名の実験責任者を「研究責任者」にご記入下さい。 | 担当者: | 前述の「利用者」をどちらかにご記入下さい。「担当者」と「研究責任者」が同一の場合は、両方に署名、捺印をお願いいたします。 |
| 機 | 公印を押印下さい。大学の場合は学部長、研究所の場合は所長を想定いたしております。また、既に知的所有権に関する管理責任者が任命されている機関では、管理責任者の記名及び捺印をお願いします。 | 研究責任者: | |
| (理 研BRC 受付) | (受付番号) | 機関長: (User No.) | |
| | | (MTA No.) | |